

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年5月10日（金）
10時26分開会 15時37分閉会
- 2 会議場所 本別町役場・役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：川上 均 副委員長：橋本晃明（欠席）
委 員：山本奈央、桜井崇裕、佐藤幸一、西山輝和
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、事務局次長：川口二郎
- 5 説明員 【本別町】
町長：佐々木基裕、議会議長：篠原義彦、産業厚生委員長：石山憲司、
保健福祉課長：長屋和幸、同課長補佐：門田浩史、
社会福祉協議会事務局長：木南孝幸、同地域福祉活動推進部門管理者：笹川和哉
議会事務局長：中川雅之、同書記：今井
【清水町】
保健福祉課長：藤田哲也、同在宅支援係長：寺本圭祐、
社会福祉協議会事務局長：小林秀文、同総務係長：相田
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
・終活の現状と今後の取り組みについて
 - (2) まとめ
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会 10 : 26】

(1) 所管事務調査について

- ・終活の現状と今後の取り組みについて

本別町議会議長（篠原義彦）：歓迎挨拶

本別町長（佐々木基裕）：歓迎挨拶【終了後公務により退席】

委員長（川上 均）：挨拶

保健福祉課長（長屋和幸）：【資料に基づき説明】

社会福祉協議会事務局長（木南孝幸）：【資料に基づき説明】

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：（笹川和哉）：【資料に基づき説明】

桜井委員：社会福祉法人と連携を取られて素晴らしいまちづくりをされていると率直に感じるところであるし、あんしんサポートセンターに色々な事情の中で相談に来られる方が年間100人弱ということであるが、相談に来られる体制を作るということが一番大切であろうと思うけれども、なかなか相談に来られない方もいると思うし、色々な事情の中で相談をしないような、そういった対応についても色々対処をされていると思うが、相談しやすい体制というものをどのように町民に向けて周知しているのか、それと見守りといった対応の中でどういうように相談に結びつけていくかということについて、課題だとか色々な問題もあろうかと思うけれども、それについて何かあればお聞かせ願いたい。

社会福祉協議会事務局長：まだまだ周知徹底しているとは思っていない。どういったアクセスがいいのかというのは非常にいつも考えながら取り組んでいて、まず社協の広報機能を変えなければならないということで、社協便りをリニューアルさせてもらったこと、それからホームページなどを通じて分かりやすく検索できるような形で、2年連続で社協便りとホームページのリニューアルをさせていただいた。年配の方含めてなかなか情報通信が難しい方もいらっしゃるの、自治会、民生委員を含めた関係者の方にサポートセンターの事業があるという形で、そういった方々へまず周知をさせていただく中で、そこから色々な方の情報を聞いてこちらの方で対応したり、行政との会議を月1回定例で行っていて、その中で支援が必要なケースであれば、行政とともに出向いて色々なことを聞き取りに行ったりという形でやっているけれども、なかなか一般でこういった支援を必要としない方に対する情報周知とか、困った時にこういったものがあるという徹底の部分ではまだまだというように感じている。

山本委員：安心サポーターというのはどういう方が登録されているのか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：サポーターは68名の方が登録いただいているが、もともと自治会を基盤に見守りとかサロン活動をする在宅福祉ネットワークという取り組みがあるが、それが約半数の自治会と、人口カバー率で言うと8割近くの方々の自治会でカバーされている取り組みがある。その取り組みが自治会の中に福祉部というものを設置していただいて、その福祉部長と、他には福祉協力員というのも設置していただいているという形である。サポーターの多くは在宅福祉ネットワークの中で福祉部長とか福祉協力員を担っていただいている方というのが多いという形である。このサポートセ

ンターを立ち上げる前にも安心生活創造事業というモデル事業を受けて、これも日常生活圏域ごとにサポーターの養成を3地区に分けて何回かの研修を実施させていただいて、その時は150名ぐらいの方々に受講していただいたという状況である。受講していただいた方々というのはこの68名というところの母体になっているという状況になっている。

山本委員：安心サポーターの方は日常で見ている何かあれば報告するのか、月に何回とか決まりがあって、その方たちは負担にならないようなやり方なのか、それともサポーターの方が地域のためにされているのか、どのような形で安心サポーターの活動をされているのか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：実際このサポーターの活動としては、この下にあるようなサービスの中で直接関わっていただくという体制がサポートセンターの中ではサポーターとしても関わりという形である。町民の方が多く関わるので、やすらぎ支援事業という認知症の高齢者の方の見守りとか、趣味活動の相手などをするというような生活支援の取り組みと、安心生活創造事業という事業が介護保険のサービスなどを使う前の方を対象に、買い物代行であったり、話し相手であったりとか、ゴミ出しであったり、高齢者と生活をしていく中での困りごとの部分をサポーターが生活支援として対応するというのが実際のサポーターの主な活動という形である。これも1人の利用者に対してだいたい2名とか3名のサポーターがチームを組んで、月に例えば何回という支援の回数、希望者の支援回数に応じて月に何回という活動を希望される中で当番みたいに決めて関わっていく。だいたい3ヶ月ぐらいを目安にチームに関わっている方皆さんで、普段の活動は個々に関わる形なので、3ヶ月に1回ぐらいのペースで関わっているチームの方皆さんで集まってミーティングをしながら、他の活動の時はどうだったとか、活動の中で困ったことがないかを確認をしたり、次回以降の日程を決めたりというような打ち合わせをさせていただいているという形である。サポーターについては個々の事業の中で対応していただいているのが主になっている。

山本委員：68名の方ができる範囲でやっているのか、それとも役割というか決まって均等にチームとして活動されているのか。どのような形で活動されているのか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：68名全員が活動しているわけではない。その方が出来ることとかをサポーターに登録した時に把握させていただいているので、して欲しいことと出来ることというのはマッチングしながら対応させていただいているので、だいたい登録されている方の半数ぐらいが今まで何らかの活動をしていただいている。現状では20名いくらかいかないくらいの方が実際にやすらぎ支援であったり、安心生活創造事業であったりなどで関わっていただいているのが実態である。1度も活動していないという方も中にはいるというのが実情である。

山本委員：主に活動されている方はどのように感想をもっているかというアンケートを取りまとめたりはしていないか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：普段それぞれサポーターの感じるころなどは、ミーティングの機会に大体把握させていただいている。そこで活動に対してのやりがいや、困っていることなども確認をしているという形である。

佐藤委員：死後事務委任契約について1点お聞きしたい、預託金がない方についてはどのような扱いになるのか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：死後事務に関しては、契約の時に預託金を必ず預けていただく形になるので、預託金が全くないという方はいらっしやらない状況と、状況によって少し金額等が目安の見積もりは取っていても、それで賄えなかったということも想定されるので、基本的には多めにお預かりさせていただく形なので、残預金が無か

ったということは、今はまだ2件の事例しかないが、2件とも残預金が発生してお返しさせていただいたというのが実態である。

西山委員：本別町の取り組み、平成30年に新聞に出た記事を見てすごい取り組みをすと思っびっくりしたけれども、清水町ではまだこういう取り組みは全くしていないから、すごいことだと思ひ、お金のことでできるということで、これは見習ってやらないと、今の時代、高齢者が一人住まいというのは新聞紙上でもすごく単身者が増えて後片付けが大変だということで、私の町でも高齢者の空き家が、施設とか病院に入院しているので、空き家がすごく目立つ。何十件もあって、整理するのが本当に非常に大変だということで、身よりもだんだんいなくなつて、これからどうしていくのだろうということで、本別町はこういう取り組みが出来るということがすごい事だと思っ感心している。社会福祉協議会と町がタッグを組んで、一緒になって取り組んでいけるといところを聞かせてほしいと思ふ。

社会福祉協議会事務局長：色々なところから我々は視察を受けたりして、特に聞かれる部分であるけれども、やはり町と社協がどれだけ連携取りながら進めていくかということと、財源の裏付けがないと職員を雇用して事業を続けていくことができないので、まずは町、議会を含めた町全体の理解がないとこのような事業というのは進めていけない、理解があつた上で我々職員がこのような課題解決に応じた仕事ができるのではと考えている。そこがポイントではないかということで、各社協によって人員体制が全然違ふ、この規模で地域福祉を含めた職員、障がい者を雇用している部分もあるけれども、それも含めて人がいないと仕事できないというのが一番大きなところではないか。ただ、町の方でもこのような事業を進めるにあたって、国の各種モデル事業に今まで応募してきながら、かなり全国で進んでる自治体の事例がたくさんあり、本別社協も例えばこのようなものをやるにあたって、規模が全然違ふ福岡市社協の事例を参考にさせてもらつたりとか、色々な事業をやるとそのような場の集まりにも呼んでいただいて、昨年も日本総研のそのような集まりの中で、国の孤独や孤立防止対策を進めていくに当たり、東京都内の社協とか、横須賀市の社協とも意見交換させてもらつたり、その中での色々なノウハウを得ながら私たちの町にあつた取り組みの部分でどのようなことができるのかということで1ずつ積み重ねてきているので、まだまだ不備な点というのはたくさんあると思っている。

西山委員：これから色々介護施設が運営していく中で赤字が出てきて、日本中で騒いでいるけれども、これからどんどん潰れてなくなっていくのではないかとされているが、これからはそういう中で本別町は全部1つに抱えてやっているのですごいと思っっているけれども、これから縮小していくものは縮小して、1つにするものは1つにしていくような方向にいかないといけないと思っっているけれども、その辺はどう考えているか。

社会福祉協議会事務局長：今回の介護報酬改定もなかなか思ふような形での改定にはならなかつたということで、特に帯広近隣といつても帯広の更に円を描いている地域については、民間事業者を含めて人口減少が激しくて、介護スタッフの雇用ができなかつたり、どこに行つても移動に時間がかかつて、移動にかかるコストというのが報酬の中にも含まれていないというのが一番の原因といふようには考えている、例えば訪問介護でいくと、特別地域加算ということで15%の加算を得ているけれども、移動に半分かかつて実際の介護が半分になつて、本当は50%そこに導入するコストをもらわないと、その間の職員のお金というのは発生するわけで、そういった部分でまだまだ地方としての発信といふのが少ないとも思ふところであるけれども、社協も在宅の事業を色々やらせていただいているが、独立経営できるような形でやっていきたい。町からも補助金、委託料を頂いているが、介護サービス事業についての赤字補填はしないといふような形ですつと来ている、基金を取り崩しながらの対応で、介護保険も出始めの部分は報酬が良くて基金で積んでいたけれども、基金を取り崩す中で事業を撤退しているような社協もある。ただ社協の使命として、本別町でいくと町民の皆さんから会費をいただいている事業者でもあるの

で、責任を持って地域福祉の推進に必要な介護サービス事業であれば、何とかなるようにと思って経営改善を職員とも膝詰めでやっているけれども、経営改善も全国的なモデルにも応募しながら、特に訪問介護、通所介護の赤字が社協内でも厳しいから、そういったことを職員とともに取り組んで、基金を積めるような形で少しずつ回復しているような状況である。

産業厚生委員長（石山憲司）：関連であるけれども、訪問介護の報酬の問題が出たけれども、本別町議会は3月に訪問介護報酬引き下げの撤回を求める意見書を採択して提出させていた。

委員長：非常に充実した体制の中でされているというのは今回説明をいただいてよくわかった。そういった中でまず事務局体制であるけれども、このような様々なサービスをやる中で、サービス部門は除いて有資格者いわゆる社会福祉士とか保健師とかの有資格者は何名ぐらい事務局の中でのいるのかというのをまず聞きたい。

社会福祉協議会事務局長：町から介護支援をやるにあたり、3人の職員、ケアマネージャーを出自していただいている関係もあるが、現在社会福祉士の資格を有する職員が6人、主任介護支援専門員の資格を有する方が2人、実際には業務についていない介護支援専門員を含めると介護支援専門員の資格が11人という形になっていて、特にケアマネの確保というのが非常に厳しくなってくるということで、2年前から事業所内の独自研修という形で、勤務時間中になんとか時間をとってそういった研修を10日程度受けてもらって、試験を受けていただいているがなかなか合格率が厳しいので、去年はゼロであった。その前の年は2人合格したけれども、ただその他にも専門職としてプロフェッショナルな仕事をするためにはあらゆる資格というのは必要になってくるので、研修の機会というのは確保して、道の補助事業も使いながら年6回は全職員対象で時間外払って受けてもらうような研修を行っていきたい。資格取得に対する助成というのは、町の方でも組んでおり、セットで負担がかからないような形でチャレンジしてもらおうということをやっているところである。

委員長：専門の資格を持った方を採用して、そういった中で取り組みをするのが必要だと改めて今お聞きして分かった。そういう部分の充実というのは必要だと思う。先ほど説明の中ではなかったけれども、福祉の有償運送サービス事業をされていると思うが、帯広の病院行く方は対象になる。それがタクシー料金の半額くらい。清水の中でも帯広の病院に通いたいけれども足がないという方が多くて何とかしてほしいという声があるが、対応されているということ。あと、死後委任事務の中で家財の整理がされているが、住宅の整理とかはどのようにされているのかお聞きしたい。

社会福祉協議会事務局長：最初に意向確認して、家財とともに住宅なども処分して欲しいという依頼があれば、預託する中で実際対応できると思うが、町の方でも空き家の除却の補助金は5年以上前に始めて、最大100万円ということでやっていて、毎年かなりの数で除却が進んでいるのと、空き家の相談会というのを町の方で定期的にやって、結構札幌などの所有者が多いので、道が行う空き家相談会に町や社協も乗っかって、相談を受けて逆につなげていくようなところである。

保健福祉課長補佐（門田浩史）：除却の補助金については、社会資本整備総合交付金を活用して、国の制度にも老朽のスクアリングをして、その対象にならないとできないので、かなりボロボロの住宅しか対象にはならないけれども、年間3件から6件程度除却が進んでいる状況であるが、本町には350戸程度の空き家がある。年間3件から6件除却しているが、新しい空き家が10件、20件と増えているので、空き家としては減っていない状況である。相談会やセミナーを通じて今回のそういうACPを含むエンディングノートの活用ということで空き家の相談からそちらにつなぐみたいなのも含めて、相談体制を確保しながら実施しているところである。

委員長：空き家対策計画が早くからされていて、例えば農村地区から空き家に住まわれるというのもされている、そういう中でこのような対象の方が出てくるというのは多いのか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：住み替え時におけるサポートの中で色々な話を聞きながら進めるので、私たちも考えるのは残った空き家をどうするのかというところまで踏み込まないと、そのまま放置されてしまう方が多いので、その時に町の方で利用しているようなメニューだとか、ただ、空き家は1年経たないと空き家ということにはならないので、すぐというようにはならないことだとか、あと亡くなってから四十九日済んでからというような間の中で進めなければとか、それも町と一体的に色々な生活があっても、なんとか家を壊す費用をどうやって確保して進むのかという所もあり、先ほど言った安心お預かりを一番最初にスタートした時に、町中の大通り沿いに老朽化した商店の方がいて、どんどん使って行って親の遺産で生活されている方で、亡くなったら壊すお金がないという方を社協で預らせてもらい、その中で住み替え支援と日常のやり取りの中で解体費を捻出したというケースもあるので、できるだけそのような情報をいち早く察知して関わっていくかというのが重要になってくる。ただ、支援が必要になるまではなかなか埋もれてしまうというのも現状であって、そのようなことを考えてもらう機会をどうやって作っていくのかというのは非常に大事になると思う。

委員長：費用補償サービスの月額利用が4,000円とうことで、これは保険と積立どちらか。

社会福祉協議会事務局長：保険は代理店の認可が必要になるので、認可を持ったところが家財整理相談窓口であったり、短期少額保険というようなものを業者が使いながらやっているの、ただ、我々が保険代理店になることはできないので、そのような窓口として受けさせてもらっているという形である。

委員長：遺言の関係であるが、相続人が多分それほどいない方が対象になるので、それほど必要ないと思うが、例えば公正証書と遺言書を作る場合は公証役場が必要になってくるが、実際には費用とか対応はどのようにされているのか。

社会福祉協議会地域福祉活動推進部門管理者：遺言書に関しては、下々の部分は公正証書でやらせていただいているが、そこに繋ぐ際には原案の部分から、通常でいくと弁護士に頼んで、その費用から発生して、最終的な公証役場の公正証書の作る費用が発生しているという形で、結構高額になってしまうけれども、どんな方でもそのようなところができるよという事で、原案を作る部分は私たちの方でもサポートさせていただきながら、公証人役場に橋渡しをさせていただくことで料金がかからないという形での支援をさせていただいている。公証人に関する費用についてはどうしてもかかってしまうものなので、それに関しては多くかかっても3万までかからないぐらいというところなので、そこに関してはご理解いただいてご負担いただいでやらせていただいているというのが実態だと思う。

西山委員：市民後見人養成研修というのがあるけれども、講習するのは社会福祉協議会の方が資格を持ってやっているのか。

社会福祉協議会事務局長：一部は社協の職員も色々やっている事業の説明があるが、本別ではかなり昔から先駆けて帯広市とタイアップしながら最初やっていたが、その時は東大のプロジェクト、市民後見人養成のプロジェクトチームに属している方に来ていただいてやった。今は北海道社協が実施するような研修などを活用しながら、オンラインの研修が多いけれども、そのような形であまりお金をかけずにやっているが、ただ、市民後見人を最初やった時は50時間の講習をやって、受けていただく方も大変だった、専門的な研修になるのである。

西山委員：清水町では全くこのような取り組みはしていないから、私も後見人をやってみようかと思って裁判所に行ったら、難しくてとんでもない話だと思ってすぐ諦めて帰ってきたけれども、なかなかとるといったら大変なので。

保健福祉課長（藤田哲也）：地域福祉部門職員6名、ここで概ね60人程の町民をリカバーしているのだろうと説明資料を読み取ったが、そのイメージでだいたいいいところだろうか。

社会福祉協議会事務局長：実はその中でも専任でやっている職員が4人、再任用の職員も含めて4人である。2人は障害者雇用という形で介護事業所の清掃業務をやっている方も含めてなので、実際は4人で、その他にも団体事務とか共同募金とかをやりながらなので、実際、本当に専属でやっているのは、ずっとこの間笹川管理者1人でほぼやってきたような形であるが、昨年1人ようやく新規で社会福祉主事を採用することができて、今2人体制で回している形。

保健福祉課長：だいたいそれで対応している町民の数は50人から、あんしんサポートが40人使っているので、プラス50人、60人ぐらいを常々ケアしている。

社会福祉協議会事務局長：ただ、私たちだけでも厳しい部分があるので、行政との会議を毎月やっているというのは、お互いに役割分担しながら一緒に動いたり行政の方で動いてもらったりもありながら進めている。

保健福祉課長：生前事務委任契約の中に医療受診の同行支援というのがある、おそらく移送サービスも含めて病院の受付などをやるという中身だと思うが、これに関する利用料というのはどの程度なのか。

社会福祉協議会事務局長：契約に基づいて料金設定をするという形にはなるが、今させていただいたところでは1回5,000円とかで対応していたと思う。

【移動 12:00】

【再開 14:29】

(2) まとめ

委員長（川上 均）：只今より厚生文教常任委員会を開催する。本日は終活の現状と今後の取り組みについてということで、保健福祉課と社会福祉協議会から説明員として出席いただいている。説明員の紹介をお願いしたい。

【保健福祉課、社会福祉協議会説明員紹介】

委員長：早速、町から清水町における終活の現状と今後の取り組みについて説明願う。

保健福祉課長（藤田哲也）：【資料に基づき説明】

委員長：次に社会福祉協議会から説明願う。

社会福祉協議会総務係長（相田）：【資料に基づき説明】

委員長：主な社協の事業の内容と終活に関わる部分であるが、法人貢献事業とその他3つの事業をされているということである。これらを含めて、先ほど本別でお話を聞いた中も含めて、皆さんの方から町、社会福祉協議会に対して聞きたいこと等あればそれぞれ出して

いただきたいと思う。

桜井委員：ほとんどまとまっていないけれども、前段で課長が言ったように、本別と清水町の現状の中で違いというのははっきりしているわけであるし、そういった中でも町と社会福祉協議会の関係性を密にするというか、そういう協議の場、福祉事業に関しても終活のことについて連携を取りながら色々な対応ができるのではないかなというようにことであるので、そういったことを充実させていただきたいのと、住民を介護に参加してもらおうという意味では、本別は在宅福祉ネットワークというような形の中で、各町内会に1人福祉部長という役割をしていただく方を元に地域の実態を把握したり、色々な対応をするというのは、ネットワーク作りをしているということで、こういったこともできないわけではないので、民生委員を含めてできることから進めていくことも必要だと思う。あと、本別で色々聞いて、なかなかお知らせ板等でそれぞれ町民あるいは老人等に周知したり、色々な方法で町のやっている事業等を説明していると思うけれども、なかなかそれがわかっているのかという部分もあるので、今まで以上にその部分については配慮をお願いしたいと思う。清水町として何ができるのかという部分を議会としても考えていかなければならないという思いはしている。

山本委員：事業がいっぱいあるけれども、だいたい何人くらいでこれを行っているのか、人数をお聞きしたい。

社会福祉協議会総務係長：基本的に真ん中の地域福祉事業の下の方、交通弱者の移動支援事業だとか、小中学生のスポーツ活動であったり、ボランティアセンター事業の一番下のさくら会の送迎、いわゆる送迎に係る事業については、パート職員が対応している。それ以外については事務局長以下4名の職員で行っている。

山本委員：事業がいっぱいあるが、厳しいか、それともなんとか回っているという状況か。

社会福祉協議会総務係長：なんとか回っているという状況である。

山本委員：個人的なことになってしましますが、いつも社協だよりを見てこんなところなんだと思って見てはいるけれども、なかなか子供が小さいわけではないし、行っていいかどうかと思って見学に行ったこともないので、今度は行ってみたいと思っているが、いつ行っても大丈夫であるか。

社会福祉協議会総務係長：いつでも大丈夫である。

佐藤委員：質問ではないが、終活について伺いたい。本別に伺って終活について勉強させていただいたが、亡くなるなら本別だという思いで帰ってきたが、課長が本別に近づけるということを書いていたので安心して清水にいたいと思う。

西山委員：本別町と清水町とやっていることは全然違うので、これから前向きに取り組んでいくということなので、どんどん高齢化が進んで、この2、3年で相当の数が痴呆症になって大変な時代に突入すると思うので、なるべく早急に取り掛かって進んで行って欲しいと思う。

委員長：法人の後見事業をされているけれども、実際何人くらい対象者の方がいるのか、現状について聞きたいと思う。

社会福祉協議会総務係長：法人後見については今現在1名利用されている。権利擁護の関係では日常生活自立支援事業、道の受託事業であるが、こちらについても1名利用されているところである。この他に権利擁護支援センターとして1名の方の支援をしているところである。

委員長：金銭管理されている方も何人かいるのか。

社会福祉協議会総務係長：今申し上げた法人後見は当然、金銭の管理も合わせてしている。日常生活自立支援事業についても1名の金銭管理のお手伝いをしている。権利擁護支援センターの事業としての1名についても支払い等のお手伝いをしている。

委員長：役場との連携であるが、後見人とか金銭管理の関係というのは、役場の方から連絡が来てやるのか、それとも社協の方で独自にやっているのか、その辺の関わりはどうか。

社会福祉協議会総務係長：法人後見については、後見人になっているので、当然金銭についても法人として管理をしているところである。日常生活自立支援事業については、オプションで金銭管理も入っている事業であるので、その関係で最初にそのような利用者からの要望があるので行っている。権利擁護支援センターで関わっている方については、関りの中で認知能力が衰えてきたり、支払いが滞っていたりという状況を見ながら金銭管理も関わっていく形になっている。

委員長：これは町の受託なので町の方からこういう人がいるというような話でされてという事によるのか。

保健福祉課長：権利擁護センターの年間相談件数は概ね150件あると思う。令和5年だと権利擁護センターに寄せられた相談は延べ年間176件、実質の人数は10人、相談にいたる経緯についても町に定期的にもらっている。場合によっては地域ケア会議というのをもっていて、この会議は各事業所、例えば介護関係の事業所、医療の訪問医療やっている方と、町の在宅支援、社会福祉協議会色々なところから入った情報を出し合う、通常は事業の空き情報とかの情報交換の場なので、個別のケースに関して話すことはほとんどないけれども、そういった中で情報交換していくというのものもあるだろうし、町の包括の職員から関わるケースもあるし、直接社会福祉士が相談を受ける場合もあるということで、全てが町からではなくて、基本的に金銭管理事業は道社協の委託事業、北海道社会福祉協議会が事業制度を作っていて、当然、仕組みルールも全部定められている事業なので、社会福祉協議会の方でその人の能力状態も踏まえた上で受けるか受けないかとなるし、権利擁護センターの10件の方々というのは、部分提起なことだけを社会福祉協議会が支援しているわけではなくて、金銭管理の経過の中に日常生活の支援もあるし、単にお金をおろしに行けないから替わっておろすというのではなくて、時には町にお金を払っている、自分でうまくやりくりできない人がいるという話になったたけども、今の時期、丁度一冬越して灯油代の支払いが溜まっているというケースも踏まえたりとか、普段買っている米代とかそのようなお金が溜まってきているケース、商店からの話も含めて家族と本人と話を少し改善しながら生活をたてていく話をしながらケースワークしてあげるようなサービスが日常支援ということである。

委員長：相談があった時に受けたところが、これは町にとりかこれは施設にというような形のをアドバイスするという形なのか。例えば、近所に最近認知症がひどくなった人がいるが、そういうのはどこに相談に行ったらいいのか。

保健福祉課長：社会福祉協議会でもいいし町でもいい。基本的には現状は地域包括支援センターとなっていて、ただ、権利擁護の事業という話がメインになる方であれば、それは町が受けても社会福祉協議会が権利擁護の委託側でやると、認知症などでケアマネをとおして介護サービスにつないでいくことがこの方の生活を立て直す上で一番必要なことであれば、それはケアマネとかそういった部分を持っているのは町の在宅なので、そのようなところで相談を受けてやっていくということで、認知症の言葉が出てくる時に、物忘れなのか認知症なのか医学的には差があるが、高齢化に伴ってなかなかうまく日常生活を成立できていないと、心配事が増えているというような方については、町でも社会福

社協議会でもどちらでも結構である。例えば中には薬局で病院にかかって薬をもらっていて最近精神的に不安定で今日は調子悪そうだったというようなことを薬局から包括支援センターが情報もらったりしているの、どこが直接最初の窓口になっていくことがいいのかということはその中で考えていくし、ケースによっては本人というよりはむしろ家族とどう最初に接触をもって話していくのかということもあるし、どこかで関わっている人がいるので、どこが関わってきているのかということから情報をもらって、その中でどういう組み立て、どういう関わりを持っていくことを視野に本人と話をしていくのか、家族と話をしていくのかということを進めていくことになるので、一義的には町でいいと思うし、困りごと相談と言っていたが、生活全般の支援相談は社会福祉協議会でも受けているところである。

委員長：今日のテーマについては終活事業ということなので、そういう部分では社会福祉協議会としてはどのように今後終活、生前契約事務とか死後委任事務とか色々ある、社協だけの問題でなく町として大きな問題になってくると思うが、社協としては町との連携はもちろん、町の方で予算の関係も含めて色々な問題があると思うけれども、まず社協としてどのように考えているかお聞かせ願いたい。

社会福祉協議会事務局長（小林秀文）：終活という部分で、本別の取り組みというのは恥ずかしい話であるが知らなかった。ただ、法人後見の中では保佐人として社協がついている事案、あとは日常生活自立支援事業として道社協からの委託事業の部分で関わっている方、権利擁護支援センターで関わっている方がいる。いずれも高齢である。今我々が対応していることも、いずれ本別町がやっていることに行き着くと思う。保佐人として受け取ると外れることがないから、最終的にはその人が亡くなるまで結果的に社協として関わることなので、本別のように制度化して具体的にどのようなことになっているかというのは、資料を拝見した中ではなかなか理解できないけれども、生前とか死後事務、そのような部分については当然社協として関わっていかなければならない、ただ、その部分を本別のような形にしていくかどうかというのは、社協というのは会費といっても100万しかない、あと愛情銀行は限られた財源の中で、それを活かすのか町側が委託という形でやるのか、その辺については考えも正直ないけれども、そのような部分について言えば、当然それは社協として取り組んでいかなければならないと思う。ただ、本別のようにやるのがいいのか、手立てとして体制的な問題もある。だから本当に困っている方というのがそれほどいないと思う。社協の現体制の中でそこまで関わっていくということがどういう形でやれるのかと言いつつも、今うちの方で対応させていただいている3名については、間違いなく死後までやらなければならないという事案の方である。その人たちだけに限定してやるのか、対象を広くやっていくのかという部分については、これからであるけれども、そういうことに向けていかなければならないというのは社協の役割として、大きな流れというか方向にあることは変わらないと思っている。

委員長：単独で社協が出来るわけではないし、本別の話だと事業所も含めて3億9000万円という話、町から委託料が出ているという話で、なかなか比較にはならないけれども、そのような考えで進めていただいた中で、町がどのように考えているのかも含めて、今後清水は清水として本別と一緒にしないので、今後進めていただきたいと思う。あと皆さんの方から今話を聞いた中で特に何か質問等あれば出していただきたいと思う。

桜井委員：老人介護ばかりではないけれども、健康長寿まちづくり条例みたいなものを本別はつくっている。清水町にはこれに類似するような健康長寿社会宣言のような条例というものはあるのか。

保健福祉課長：条例化してはいない。ただ、健康づくり宣言の町についてはかなり昔に置いて、健康づくり推進協議会という組織があって、当時は朝6時に100人以上の方が清水公園から始まって、町内を歩く、走るということをやっている、町の中の看板が残っている。そういう組織ができあがって、宣言を町としては大きく出してきたという経過である。

現状は条例化ということは主旨条例として、理念をうたう条例というのは決して悪くないと思うけれども、町としては現状、宣言という形で意思表示をしてきたところである。

山本委員：町民の方から、新得町で後見制度を使って空き家対策に力を入れているけれども、清水でもそういうのに興味がある場合はどこに声をかけるのかと聞かれた。後見制度は先程勉強するのに50時間ぐらいかかると本別で教えていただいたので、もし清水の町民の方が後見制度に興味があるといった場合はどこに声をかけたらいいか。

保健福祉課長：後見制度や終活、今年の3月に社会福祉協議会で講演会を行った。従前は社会教育課で高齢者のリクエストで遺言書の書き方というようなものが出ていた。現状そのような取り組みに関して講師を招いているので、それぞれ主催者としてそこまで知識はないけれども、権利擁護センターとして委託していて、専門という域にある程度至っていると私は判断しているけれども、かといって司法書士レベルという形ではないが、一定程度セミナー研修等養成講座を受けてきているのは社会福祉協議会の職員なので、そこに話をするという形である。ただ、かなりマニアックな話とか、どういう手立てがあるのかというのはでてくるし、この説明書にも入っているけれども、誰にも帰属しない不動産の問題、相続土地名義に関しても数年前から空き家対策の中で国としては必ず名義を決めることというように法規制も変わってきているし、転換されない不動産名義を法務局は調べて動かそうということも国もやっている形なので、色々な制度が複雑化している中で、そこまで踏み込むという形になると、まずは権利擁護センターの方に、中身に応じて権利擁護センターの利用の中で専門家に話をつなぐというようなことも踏まえてやっていくし、自分が後見人という立場に立って色々なことをやっていくというものもあるし、そこまで至らなくても一定程度の知識をつけておきたいというニーズもあると思うので、希望のある町民に後見制度を学んでいただくというのはあると思う。質問の主旨から外れるかもしれないが、後見制度の中で、終活事業の中で何を一番大事にするかということ、本人の意思をどう汲み取るかということだろうと思っているので、その意志を汲み取る場所が一番最初であると、そこには法的な知識というよりはどうしたいのか、そのためにどういう法的手順を取ればいいのかというのは、社協であったり、弁護士の方に相談するなりというような方法をとって個別のケースをやっている、あとは一つの知識として、個人の知識として持ちたいということ、具体的な個別のケースは使い分けが必要だと思う。質問は個別のケースというニュアンスなので、そういう方がいればこういうところがあると社会福祉協議会の方に相談いただければと思う。

委員長：話を聞いた中で質問をさせていただいた。これをもって町と社会福祉協議会には退席いただく。本日はどうもありがとうございます。暫時休憩する。

【休憩 15：15】

【説明員退席 15：15】

【再開 15：16】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。まとめに入りたいと思う。本日午前に本別と午後から町、社会福祉協議会から終活に対する現状と今後の取り組みについて話をさせていただいて調査は終わったところであるが、まとめとして皆さんの方から報告書に特に盛り込んでみたいことがあれば出していただいて、最終的には私と今日は副委員長がいないが、事務局と相談させていただきながらまとめを作っていくと思う。それでは皆さんの方から特に報告書に盛り込んで欲しい内容があれば出していただきたいと思う。なければ事務局と相談しながらまとめを作っていくと思うがよろしいか。

(「はい」との声あり)

桜井委員：国の指針が出てきているから、それに対する条件というか期限もあるみたいだから、これを見据えて、介護保険の計画は立てたのを見せていただけたけれども、国の方の動

きもあるので、それに対する対応をしっかりといただき、それについて終身サポート事業のガイドブックができていますので、本町としてそれに準ずることができるのかできないのか、しっかりと対応してもらいたい。

委員長：先ほど本別の方でいただいた資料であるけれども、国の指針が出ているので、町としてやらなければならない、国の方針もそういう指針が出ているので、それをしっかりと盛り込んだ中で報告書を作っていきたいと思うということによろしいか。

(「はい」との声あり)

(3) その他

委員長：次にその他、議会報告会と町民との意見交換会のテーマであるが、7月9日、10日にあるので、テーマについて考えていただくということで前回の宿題とさせていただきます。皆さんの方からあれば出していただいて協議をしていきたいと思うがいかがか。

議会事務局長（大尾 智）：来週の月曜日に総務産業があり、16日に議運がある。そこでこのテーマと具体的な進め方を協議する予定で、それプラス6月の広報に載せたいということを考えて、16日の議運の際には固めたいと思っているので、できれば今日決めていただきたい。それぞれ1つずつ出して頂いて、プラスフリートークで昨年もそうだけれども30分ずつ3つのテーマでというような形。去年は議員定数と報酬、今年は具体的に厚生で所管している項目の中で絞って。

委員長：住民の方に関心を持っていただくということでは、若い世代に対しては子育ての部分と、高齢者の方については今後終活とか自分の身のふりとかというようなテーマが飛びつきやすいという部分はあると思うが、そういう部分があれば出していただければと思う。高校の振興についても必要と思う、皆さんがどのように考えているのかということも含めて。あと、買い物の問題とか、町民バス、買い物銀行バス、そういう問題も今日本別でも話があったが、介護認定受けない中で日常的に不便があるという方のための希望とかの町民意見を出してもらおうというのも一つの方法ではないか。密接な部分だと思う、生活に関わる部分では。何かそういう話が出せるのであれば出していただければと思うがどうか。

山本委員：この委員会でいいかわからないけれども、少子化対策について話すというのはどうか。

委員長：国の制度の問題があるから単独町村でどうしたらいいのかというのはなかなか難しい話になってくると思う。

議会事務局長：もう少し絞って、例えば少子化対策というのであれば、それに向けて町としてどのような支援をすべきかというようなところ、あまり漠然としたものだと話す内容も漠然としてしまうので、具体的に今の支援に加えて必要な支援は何かというようなことを話すとすれば、そういうことになると思う。話しやすいとか議論しやすい具体的なテーマの方がいいと思う。

西山委員：子育て支援の児童保育係とそういうところで話ししたらいいと思うけれども、保育所もあれば学童もあるので、全部含めてやったらどうかと思うが。

委員長：何をどう捉えるかというのが難しいと思う。実際に町で色々な施策をやっている、保育所でいえば給食の無料化も含めて、子育て支援の家庭に対しては保育料安くしてとか、だから、なかなかそれについてだけテーマというのは広すぎるという部分があると思う

が。

桜井委員：報告会と町民との意見交換会だから、参加してもらうのはいつも同じメンバーであって、それを打開するために各団体をお願いして案内を出すと、役員だからという形の中で参加してもらって、その中で共通の若い子育て世代が多く来てくれれば、所管事務調査と違ってなかなか難しい中でテーマを決めなければならないということなので、自分も決まっていなくても、議会の活性化はどうだという話が出るけれども、町民ではなくて議員自らが改革していかないと、自分たちの方向性も決まっていなくて町民にどうしたらいいか投げかけるのは、一つの方法ではあるかもしれないけれども、言ってみればずるいやり方であって、しっかりとした議会としての考え方を持たないとだめだと思う。その上で町民に意見を聞くということは可能ではあるけれども、それは議運の方で考えることであって、所管の中でいったら、子育て、福祉、教育ぐらいしかない、その中で何をやるかということ。

委員長：その中で特に絞ってやるかという、町として課題のある部分だと思う。テーマとするのであれば、それについてどう町民の皆さんが考えているのかということ意見を交換するというのが一つの目的だと思うので、できれば具体的な内容の方が話もしやすいと思う。私が聞いている中では足腰が弱くなって、買い物に行くのも大変だとか、タクシーを呼んでもなかなか日中も来てくれないと、そのような中で本当に不便を感じている人は結構いる。そういった部分ではいわゆる交通弱者、本来交通というのは一つの生きる権利の一つであるが、残念ながらそういう状況になっていないので、町としての公共交通ではないが、そういう部分をどのように考えるのかというのが一つのテーマでもいいと思うけれども。

議会事務局長：地域交通という話があったけれども、コミュニティバスは廃止される、その辺を含めて、今の委員長の話であれば地域交通とか、交通弱者対策というか、そのあり方についてというようなテーマであれば、町民の皆さんがこうして欲しいとか、こうあるべきだという話はしやすいかもしれない。

委員長：1つは交通弱者対策についてというのはどうか、

議会事務局長：若い人も若い人なりに、自分たちは使っていないけれども、必要だと思っているのか、必要ないと思っているのか、若い人達は使わないけれどもそれは施策として必要だと考えているのかということになると思うけれども。

委員長：関りはある、自分の親が足腰弱くなった時に買い物に連れていかないとならないとか、病院に連れて行かないとならないというのは、若い人にとっても出てくる問題だから、そういう部分では全体に関わる問題だと思う。一つとして交通弱者対策ということ、あと皆さんどうしても議論してほしいことがあれば。

議会事務局長：前回もそうであったが、フリーでテーマ決めないで喋りたい方もいるので、1つずつとフリートーク3つで30分、1時間半の間で30分ずつということであれば、事務局で考えているのは各委員会から1つずつでいいと思っている。

委員長：1つのテーマとして交通弱者対策ということでよろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：皆さんもまた考えていただいて、ありましたら私の方に言っていただきたい。では、次回の委員会についてである。

議会事務局長：所管事務調査が終わったので、まとめて集まる必要があれば議会定例会前に集ま

っていただく。委員長一任で必要なければ定例会の初日まで特に急ぎの案件はない。

委員長：まとめができたら皆さんにメールでお知らせして、何かあれば出していただくような形で、基本的には次回は定年会の初日、6月7日金曜日ということで日程を組ませていただく。その他特に何か議論するような内容がなければ、本日の厚生文教常任委員会を終了する。

【閉会 15:37】